

長 崎 外 国 語 大 学
私費外国人留学生授業料減免規程

（平成 13 年 10 月 23 日制定）

（目的）

第1条 この規程は、本学に学ぶ私費外国人留学生の授業料を減免することによって、勉学を奨励援助することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、「私費外国人留学生」（以下、「留学生」という。）とは、学位取得を目的として本学の正規課程に入学・在籍し、かつ「留学」の在留資格（年度途中に、「就学」等から「留学」に変わる者を含む。）を有する留学生で、国費外国人留学生および外国政府の派遣する留学生以外の者をいう。

2 「授業料」とは、本学学則別表3「入学検定料、入学金並びに授業料等の学費」に掲げる「授業料」を指し、「減免」とは、本学が私費外国人留学生から授業料を徴収するにあたって、授業料減免実施額を留学生の授業料から差し引いた額を徴収することをいう。

（基礎資格）

第3条 授業料の減免を受けることのできる留学生は、将来国際社会に貢献しうる資質と能力を有する者でなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格を有しない。

- （1）出席日数を勘案し、学業継続の意志がないと認められる者
- （2）学業成績が不振で、成業の見込みがないと認められる者
- （3）経済的に恵まれていると認められる者
- （4）留年した者（ただし、病気その他やむを得ない事由により留年した者は除く。）
- （5）休学中の者

（減免率等）

第4条 授業料減免の種類および減免率等は、次の通りとする。

種別	減免率	対 象	採用数
第一種	100%	基礎資格を有し、人物・学業成績とも優秀である者 （日本語能力試験1級取得者等）	若干名
第二種	80%	基礎資格を有する者	全 員

（申請）

第4条 授業料の減免を希望する留学生は、入学手続き時または各年度の春学期の始めに所定の申請書を学長に提出しなければならない。

（選考）

第6条 授業料減免対象者は、申請者の経済状況、学業状況、生活態度等を勘案し、入学手続き時においては入試広報委員会、入学後は留学生委員会の議を経て、学長が決定する。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、運営協議会の議を経て理事会が決定する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。